

■日常生活用具の給付・貸与

対 象 者	在宅の日常生活を営むことが困難な身体障がい者（児）、または難病などに罹患しているなど、一定の条件を満たす方（介護保険制度が優先されるものがあり、障がいの種類・等級などに一定の条件があります）
種 類	ストマ用具、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊寝台 など

■福祉手当の支給（支給額は、令和7年度以降の月額です）

特別児童扶養手当	
対 象 者	心身に著しく障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している者（障がいの種類・等級などに一定の条件があります）
支 給 額	1級：月額 56,800円 2級：月額 37,830円
支 給 制 限	受給者およびその扶養義務者の所得が一定以上の場合は支給されません。また、児童が福祉施設などに入所している場合や、児童が障がいによる公的年金を受けているときは支給されません。
特別障害者手当	
対 象 者	在宅で心身に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方（障がいの種類・等級などに一定の条件があります）
支 給 額	月額 29,590円
支 給 制 限	受給者およびその扶養義務者の所得が一定以上の場合は支給されません。また、受給者が福祉施設などに入所している場合や、医療機関に3か月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	
対 象 者	在宅で心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者（障がいの種類・等級などに一定の条件があります）
支 給 額	月額 16,100円
支 給 制 限	受給者およびその扶養義務者の所得が一定以上の場合は支給されません。また、受給者が福祉施設などに入所している場合や、障がいによる公的年金を受けているときは支給されません。

■有料道路通行料金免除

条 件	身体障がい者本人が運転する場合と、重度の身体および知的障がい者が乗車し介護者が運転する場合、車1台について有料道路を利用する際の通行料金が半額免除となります。 また、令和5年3月27日より、親族や知人などの所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど事前に登録した車両以外についても割引を受けることが可能になりました。（申請が必要となります）
-----	--

■NHK受信料の減免

条 件	身体・精神および知的障がい者がいる世帯で、その世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除の対象となります。 町民税課税の世帯の場合は、世帯主が視覚障がいおよび聴覚障がいである場合や、重度の身体・精神および知的障がい者である場合は、半額免除の対象となります。
-----	---

お問い合わせ先：福祉課 福祉係 ☎47-4682